

令和5年4月24日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、令和5年3月に行った懲戒処分を下記のとおり公表します。

記

被処分者	処分 量定	処 分 年月日	事案の概要
支部職員 1名	停職 1月	令和5年 3月24日	高額療養費の更正処理により生じた返納金債権の手続きについて、約1年1か月にわたり処理を遅滞させ、その後、本来債権を発生させる処理をすべきところを、正当な理由なく債権データの取消を行い、債権を発生させないようにした。
支部職員 1名	戒告	令和5年 3月24日	債権の調査、決定に関する業務の決裁を行う立場であったにもかかわらず、進捗管理を怠っていた結果、決裁待ちとなっていた債権データに気付かず、約11か月にわたり決裁処理を遅滞させた。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することとしています。

以上